


**区分：Ⅲ**

号機	—	
件名	補助建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 23 年 3 月 24 日午前 10 時 40 分頃、1 号機脇の補助建屋 2 階（管理区域）で空調用冷水ポンプ用モータの分解点検後の据付作業を行っていた協力企業作業員が、モータに添えていた手と機器の吊し金具に左手小指の付け根部を挟み、腫れが生じたため、業務車にて病院に搬送いたしました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p> 	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <b>その他設備</b></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院での診察の結果、左手小指中手骨不全骨折により全治約 2 週間と診断されました。今回の事例を当社社員と協力企業社員に対して周知するとともに、モータ移動用治具を適切な位置に設置するなどの基本動作を<b>確実に行うよう徹底いたします。</b></p>	